

3 第4期行田市地域福祉推進計画策定方針(案)

1 計画策定の趣旨

近年、少子高齢化や核家族化が進み、家族や地域における住民同士のふれあいや助け合い、つながりが希薄になっています。

このことは、地域に増加する高齢者のみ世帯やひとり暮らし高齢者の社会的孤立をもたらすとともに、これまでは家族や親族に支えられることの多かった認知症の方など判断能力が十分でない方への支援が行き届かない状況をもたらしています。また、地域では、子ども・高齢者・障がい者等に対する虐待、ひきこもり状態の長期化等による8050問題、老老介護や介護と育児を同時に担うダブルケア、子どもが家族の世話などで負担を強いられているヤングケアラー、犯罪や非行からの立ち直りを目指すものの、頼れる人や居場所がない方など、複雑化・複合化した課題を抱える世帯や個人が増えています。

わが国の福祉は、1980年代以降、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などを中心に制度化が行われ、現在では、それぞれの分野における福祉の制度は発展し、専門的な支援が提供されるようになってきています。しかし、個々の福祉が発展していく一方で、地域の中での助け合いで行われてきた支援体制が弱くなり、いざという時に専門的支援につなげていた見守りの目も少なくなっています。そして、このような縦割りの分野別での福祉だけでは複雑化・複合化した課題を解決することは難しく、このような制度の狭間の課題を解決していくことを目指す地域福祉の更なる推進が求められています。

本市では、令和6（2024）年度を目標年度とする行田市地域福祉推進計画（第3期行田市地域福祉計画・第3期行田市地域福祉活動計画（以下「第3期計画」という。））の期間満了に伴い、地域福祉を取り巻く環境の変化に対応していくため、計画を見直し、新たな行田市地域福祉推進計画（第4期行田市地域福祉計画・第4期行田市地域福祉活動計画（以下「本計画」という。））を策定することとしました。

また、関連施策のより一層の連携を推進する観点から、地域福祉と関わりの深い「行田市重層的支援体制整備事業実施計画」「行田市成年後見制度利用促進基本計画」「行田市再犯防止推進計画」を包含して、本計画を策定します。

2 地域福祉について

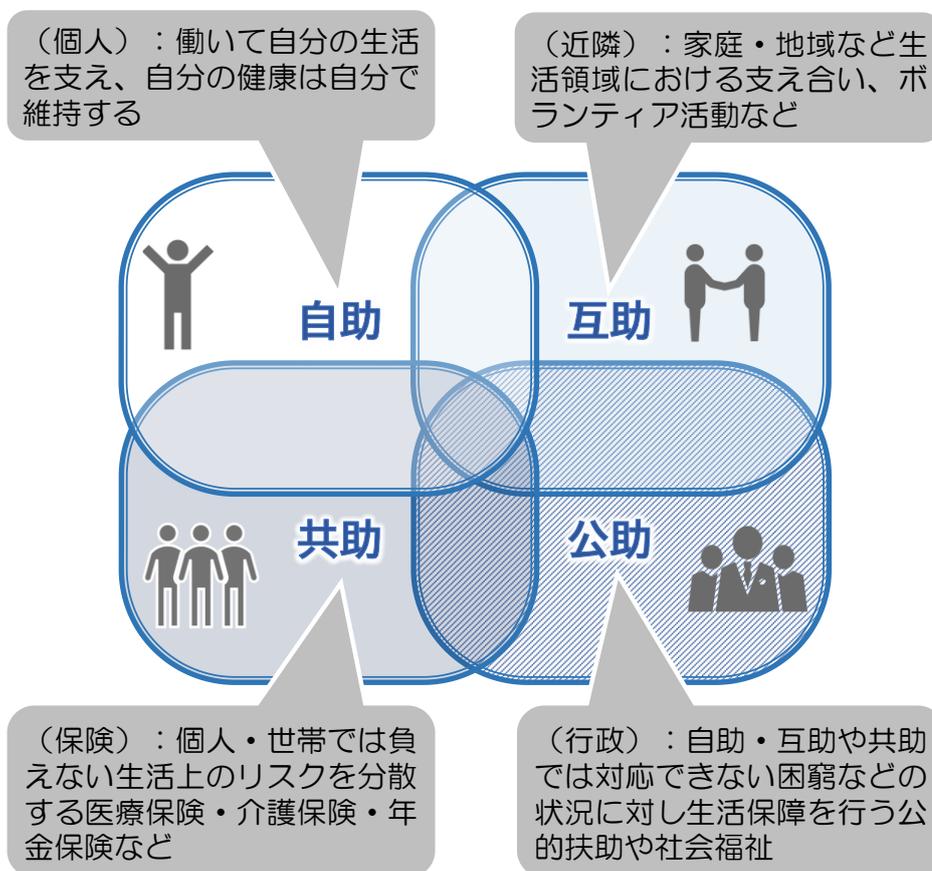
<地域福祉とは>

子育てや病気、介護など、生活の中での困りごとは、福祉の専門の人たちの協力を得なければ解決できないことがある一方で、まわりの人の少しの手助けで解決できることも少なくありません。

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしくいきいきと暮らせるように、地域住民、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、お互いを尊重し、協力し合いながら、解決に取り組み、地域をより良いものにしていくとする考え方です。

<自助・互助・共助・公助の考え>

地域福祉を進める上で重要となるのが、自助・互助・共助・公助による支え合いの考え方です。一人ひとりの努力（自助）、地域住民同士の支え合い（互助）、公的な制度（共助）や福祉サービスや支援（公助）の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



<地域福祉が目指す地域共生社会について>

地域福祉は「地域共生社会」を目指す取組です。

「地域共生社会」とは、同じ地域で暮らす一人ひとりが、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉組織、行政や資源が世代や分野を超えてつながりあい、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。



出典：厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/kyouseisyakaiportal/>

3 地域福祉に関わる国の動向

年	国の動き
平成 27(2015)年	<p>「生活困窮者自立支援法」施行</p> <p>生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる「第2のセーフティネット」として、自立相談支援事業の実施や住居確保給付金の支給等を行う。</p>
平成 28(2016)年	<p>「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定</p> <p>子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱。</p>
平成 30(2018)年	<p>「改正社会福祉法」施行</p> <p>地域福祉の理念を規定。支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す。</p> <p>また、この理念を実現するため、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることを規定。</p>
令和 3 (2021)年	<p>「改正社会福祉法」施行</p> <p>平成 30 年に任意だった、包括的に提供される体制の整備に関する事項を、計画に盛り込むこととされた。</p> <p>地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するための一手法として、重層的支援体制整備事業が創設された。</p>

4 計画の位置づけ

(1)地域福祉計画

行田市地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられた行政計画です。

令和 3（2021）年 4 月 1 日施行の社会福祉法においては、第 107 条第 1 項第五号が改正され、「市町村地域福祉計画」において「地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を一体的に策定するよう努めることとされています。

本計画は、行田市全体の基本方針である行田市基本構想の下、市の福祉分野の計画の上位計画として、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援など、様々な福祉分野における行政計画との連携・整合を図ります。そして、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。

(2)地域福祉活動計画

行田市地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・組織の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、地域福祉の推進という同じ目的に向けて策定する計画であるため、連携・整合を図ることで、効果的に地域福祉の推進を図ることができます。本計画では、地域福祉の一層の向上を目指し、両計画を一体的に策定しています。

(4)重層的支援体制整備事業実施計画

令和 3（2021）年 4 月 1 日施行の社会福祉法においては、第 106 条の 4 において、「重層的支援体制整備事業」について規定され、第 106 条の 5 では、本事業を実施するときに、市町村は事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するように努めることとしています。

重層的支援体制整備事業は、複雑化・複合化する地域住民の課題に対応する目的で、既存の相談支援の取組を生かしつつ、包括的な支援体制を構築するために創設された事業です。相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。

地域福祉計画・地域福祉活動計画との一体的策定により、重層的支援体制整備事業実施計画を包含しています。

(5)成年後見制度利用促進基本計画

行田市成年後見制度利用促進基本計画は、平成 28（2016）年 5 月施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項に基づき、市の成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

判断能力が十分でない方に対して、財産の保護や契約の支援をする権利擁護サービスの普及・利用促進を計画的に進めていくことで、地域で誰もが自分らしく暮らし続けるためのシステムの整備を進めます。

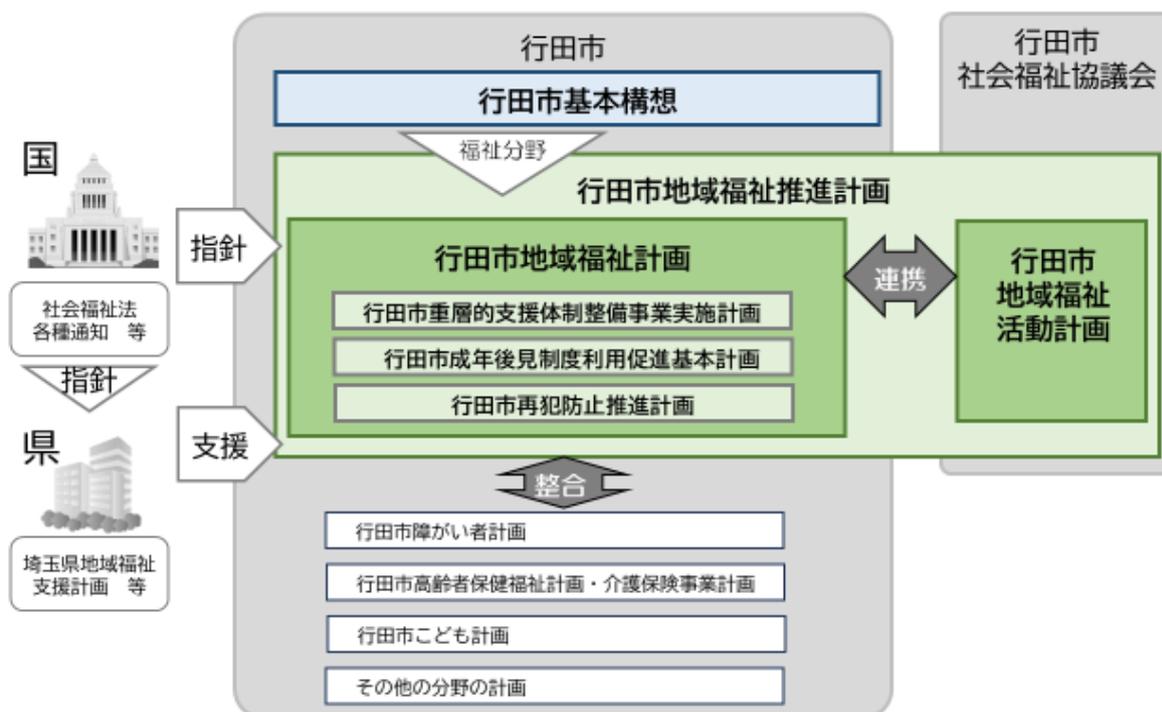
地域福祉計画・地域福祉活動計画と新たに一体的に策定することにより、成年後見制度利用促進基本計画を包含することとします。

(6)再犯防止推進計画

行田市再犯防止推進計画は、平成 28（2016）年 12 月施行の再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項に基づき、再犯の防止等に関する施策推進のための計画です。

罪を犯した人の中には、出所時に住居や就労先がない人や生活が不安定な人、高齢者や障がい者などの福祉的支援が必要な人がいます。そのような人が孤立せず、社会復帰するための支援を進めます。

これまでも再犯防止推進施策を定めていましたが、再犯防止推進計画を地域福祉計画・地域福祉活動計画と一体的に策定することとします。



社会福祉法（抜粋：地域福祉計画について）

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

社会福祉法（抜粋：社会福祉協議会について）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法（抜粋：重層的支援体制整備事業実施計画について）

（重層的支援体制整備事業）

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- 一 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障

害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第一号から第三号までに掲げる事業

ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第三号に掲げる事業

ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第一号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

二 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

三 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生の防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第二号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第五号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第九号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第九号に掲げる事業

四 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

五 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

六 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

3 市町村は、重層的支援体制整備事業(前項に規定する重層的支援体制整備事業をいう。以下同じ。)を実施するに当たっては、母子保健法第 22 条第 2 項に規定することも家庭センター、介護保険法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条の 2 第 1 項に規定する基幹相談支援センター、生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業を行う者その他の支援関係機関相互間の緊密な連携が図られるよう努めるものとする。

4 市町村は、第 2 項各号に掲げる事業の一体的な実施が確保されるよう必要な措置を講じた上で、重層的支援体制整備事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、正当な理由がないのに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(重層的支援体制整備事業実施計画)

- 第106条の5 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第106条の3第2項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。
- 2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。
- 3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 4 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 5 前各項に定めるもののほか、重層的支援体制整備事業実施計画の策定及び変更に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(抜粋:成年後見制度利用促進基本計画について)

(市町村の講ずる措置)

- 第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋:再犯防止推進計画について)

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

5 計画の期間

計画の期間は、令和7（2025）年度から令和11（2027）年度までの5年間とします。

	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)
行田市基本構想	基本構想 (令和5年度～令和9年度)				基本構想 (令和9年度～)			
行田市地域福祉推進計画 (行田市地域福祉計画・ 行田市地域福祉活動計画)	第3期		第4期（令和7年度～令和11年度） 以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定 行田市重層的支援体制整備事業実施計画 行田市成年後見制度利用促進基本計画 行田市再犯防止推進計画				第5期	
行田市高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期	第9期（令和6年度～ 令和8年度）			第10期（令和9年度～ 令和11年度）		第11期	
行田市障がい者計画	第4期	第5期（令和6年度～令和11年度）					第6期	
行田市子ども・子育て支援 事業計画	第2期							
行田市こども計画			（令和7年度～令和11年度） 行田市子ども・子育て支援事業計画を一体 的に策定				第2期	